

条例の検討状況について

1. 社会福祉審議会での議論

● 5月19日 第1回社会福祉審議会

- ・ 知事から滋賀県社会福祉審議会へ条例の骨格について諮問
- ・ 審議会内に条例検討専門分科会を設置

【諮問の概要】

障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、県民が一体となって「一人の不幸も見逃さない」共生社会づくりを目指すため条例の骨格について審議会の意見を求める。

問題意識 1：障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

問題意識 2：障害者差別解消法(H28.4 施行)の実効性の補完

● 7月13日 第1回条例検討専門分科会

- ①分科会の進め方について
- ②条例における論議事項について
 - (1) 条例の基本理念・意義・目的
 - ア 条例の基本理念（滋賀らしさ）
 - イ 条例の意義・目的（生きづらさの規定、県の施策・責務等）
 - (2) 障害者差別解消法の補完
 - ア 条例による上乘せ(事業者への合理的配慮義務化)・横出し(個人への規制拡大)
 - イ 障害を理由とする差別の定義
 - ウ 差別を受けた場合の解決の仕組み

【議事概要】

- ・ 生きづらさは非常に主観的な表現なので、客観的に生きづらさを明確にして、その客観的な背景に基づいて整理、検討する必要がある。
- ・ 事例を集めて分析して、どういった内容を条例に盛り込むべきか検討するべき
- ・ 条例は、社会的障壁の解消に向けた総合的な条例という大きな展開をしてほしい。
- ・ 上乘せ・横だしをしなかったら条例を作る意味がない。その実効性の担保も論点。
- ・ 差別解消に関する条例も大切であるが、それとあわせて手話言語条例も必要
- ・ まずは“障害者差別解消法の補完的な部分”をしっかりと固めてから、“生きづらさの範囲”を検討するべき
- ・ 分科会内にワーキンググループを立ち上げて論点案を出して、分科会に持っていく形にすべき。

● 9月1日 第2回社会福祉審議会

- ・ 第1回条例検討専門分科会の概要報告

●10月 ワーキンググループの設置・議論

【ワーキンググループの設置】

7/13 分科会での議論を踏まえ、分科会内に条例の根幹となるテーマを議論する4つのワーキングを設置

WG①：差別の実態把握分析、差別の要因について議論（必要に応じて事例収集）

WG②：条例の差別の定義（手話に対する認識を含む。）について議論

WG③：解消法の上乗せ・横出しの範囲、解決の仕組みについて議論

WG④：「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」の定義について議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
10月4日	WG①(事例分析・実態把握) 第1回目	過去に収集した差別事例約800件を分析し、差別禁止の内容について検討
10月5日	WG②(差別の定義)	主に①障害を理由とする差別の定義、②手話言語のあり方について検討
10月25日	WG③ (上乗せ横出し/解決の仕組み)	主に①条例による上乗せ・横出し、②差別を受けた場合の相談・解決の仕組みについて検討
10月26日	WG①(事例分析・実態把握) 第2回目	1回目の議論を踏まえ、主な差別・合理的配慮不提供者を基に分野別の差別の規定を検討

●11月7日 第2回条例検討専門分科会

- ・これまでの議論を踏まえた方向性（差別解消法の補完部分各論等）について議論
 - ①差別の定義・・・障害者差別とは何かを示す物差し＝差別の定義をどうすべきか
 - ②上乗せ・横出し・・・事業者の合理的配慮義務化と、個人への規制の拡大をすべきか
 - ③解決の仕組み・・・相談体制の構築、解決の仕組み、実効性の担保をどうすべきか
 - ④手話言語のあり方・当条例とは別に手話言語条例を制定すべきか

【議事概要】

- ・誰一人置いていかないという考え方が基本となるため、すべての人を対象範囲とするべき。
- ・差別の定義は、障害者権利条約や国の差別禁止部会の議論を踏まえ、不均等待遇と合理的配慮の不提供者という形にしてほしい。
- ・障害女性など複合的差別、障害者の意思決定支援についても規定が必要。本人の意思を無視して周りが決めることは差別だということを書いてほしい。
- ・合理的配慮の提供には、本人の意思表示が必要だが、本人以外にも保護者・支援者等を加えるとともに、周囲がそのことを認識しうる場合ということも定義に入れてほしい。
- ・民間事業者・個人への合理的配慮の提供の義務づけを行った上で、実効性確保のために合理的配慮の助成制度を設け、条例にも規定すべき。
- ・相談体制は身近なところに置くべき。また相談員は社会モデルの研修を受けた幅広い視点を持った障害者の権利全般に向き合う人、できれば当事者がよい。
- ・相談体制の規定と同時に、条例の普及・啓発や研修の仕組みについても規定に入れるべき。

●12月 ワーキンググループでの議論

開催時期	ワーキングの種類	議題等
12月12日	WG①(事例分析等) WG②(差別の定義) 合同開催	主に①定義、②分野別の禁止規定、③手話言語のあり方について検討
12月12日	WG③(解決の仕組み等) 2回目	主に相談・解決の仕組みについて検討
12月14日	WG④(生きづらさの定義)	主に「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」について検討

2. 障害者団体との意見交換等

当事者団体をはじめ様々な団体の意見を分科会での議論に反映させるとともに、分科会における議論の経過を関係者や県民に伝えること等を目的にこれまで以下を実施

○当事者団体との意見交換

- ・9/7 県障害者社会参加推進協議会にて説明および事例収集等の依頼(11団体)
- ・9/13 きょうされん滋賀支部との懇談会にて意見交換
- ・9/27 滋賀の共同行動実行委員会の会議にて説明・事例収集等の依頼(14団体)
- ・10/17 滋賀県手をつなぐ育成会との予算要望にて意見交換

○県政モニターアンケート

- ・9月に障害者差別や条例検討に関するアンケートを実施(モニター399人)

○その他

- ・5/25 県障害者施策推進協議会にて報告・意見交換
- ・5/26 県精神保健福祉審議会にて報告・意見交換
- ・9/12 第1回障害者差別解消支援地域協議会にて報告・意見交換
- ・団体等主催のシンポジウムにおいて意見交換

3. 今後の予定

●社会福祉審議会等での議論

時期	分科会等	内容等
1月25日	【第3回条例検討専門分科会】	・条例案の骨格のたたき台について ・関係団体等からの意見について
2月2日	第3回社会福祉審議会	・条例案の骨格について
2月7日	(第2回障害者差別解消支援 地域協議会)	・条例の検討状況について報告 ・解決の仕組み部分について意見聴取
3月26日	【第4回条例検討専門分科会】	・分科会における検討経過のまとめについて(最終答申案)
4・5月	社会福祉審議会	・答申案まとめ

●当事者団体等との意見交換

- ・当事者団体、経済団体、市町とは引き続き、機会を捉えて報告・意見交換を実施